

診療簿・検案簿の記載・保存の義務

獣医師法第21条

獣医師は診療をした場合には、診療に関する事項を診療簿に、検案をした場合には、検案に関する事項を検案簿に、遅滞なく記載しなければならない。

診療簿、検案簿の保存期間(施行規則第11条の2)

牛、水牛、めん羊、山羊 8年間

その他の動物 3年間

診療簿の記載事項

獣医師法施行規則第11条第1項

-
- (1) 診療の年月日
 - (2) 診療した動物の種類、性、年齢(不明の場合は推定)、名号、頭羽数、特徴
 - (3) 動物の所有者・管理者の氏名、名称、住所
 - (4) 病名、主要症状
 - (5) りん告
 - (6) 治療方法(処方、処置)
-

検案簿の記載事項

獣医師法施行規則第11条第2項

- (1) 検案の年月日
 - (2) 検案した動物の種類、性、年齢(不明の場合は推定)、名号、特徴
 - (3) 動物の所有者・管理者の氏名、名称、住所
 - (4) 死亡年月日(不明のときは推定)
 - (5) 死亡の場所
 - (6) 死亡の原因
 - (7) 死体の状態
 - (8) 解剖の主要所見
-